学校伝染病と出席停止について

下の表にあるような病気にかかった時は、法律により出席停止の取扱いを受けます。
必ずすみやかに担任まで連絡してください。
なお、医師により登園許可証が出るまで登園できません。（この間は欠席になりません。）

◎出席停止の伝染病

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、 ジフテリア、腸チフス、パラチフス	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（別紙をご参照ください）	発熱した日を０日として、５日間、かつ 解熱した後３日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまたは５日間の適正な 抗菌性物質による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下炎（おたふくかぜ）	腫れが発言した後５日を経過し、かつ 全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	アデノウイルスによる感染症 （咽頭結膜熱など）	症状がなくなった後、２日を経過するまで
	結核	病状により医師において伝染の恐れがない と認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 その他の伝染病 ・溶連菌感染症　・RS ウイルス感染症 ・ウイルス性肝炎　・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病）　・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症　・アタマジラミ ・流行性嘔吐下痢（ノロウイルス・ロタウイルスなど） ・水いぼ（伝染性軟疣（属）腫） ・伝染性膿痂疹（とびひ）　など	

感染症に罹患した場合は、必ず幼稚園にお知らせください。

切り取り

登園許可証

この園児は下記の学校伝染病が軽快しましたので
月　　日より登園して差し支えありません。

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病　　名

年　　月　　日

医療機関名

住所

医師氏名

音羽幼稚園　　園長殿